平成30年度第3回平塚市文化財保護委員会 会議録

日 時

場所

平成31年3月27日(水)

平塚市びわ青少年の家 研修室

午前10時から午前11時まで

出席者 11人 〔傍聴人 0人〕

委員:近藤委員長、吉田(英)副委員長、曽根委員、吉田(鋼)委員、片山委員、

小川委員

事務局: 久保課長、若林課長代理、菅沼課長代理、上原主管、髙野主査

(事務局) 挨拶、資料確認

1 報告事項

平成30・31年度の文化財保護事業について(資料1) 【公 開】

(委員長)

それでは、平成30年度の文化財保護事業について事務局より説明願いたい。

【資料1に基づき、事務局より説明】

(委員長)

平成30年度の文化財保護事業について説明があった。この件に関して確認をしたいことや質問はあるか。

(副委員長)

4ページの「ぶらり歴史探訪 金目観音から塚越古墳」参加者は何名か。

(事務局)

確認はしていないが、通常だと10から15人ほどである。

(委員)

事務局の説明は全体的に違和感のある報告である。催し物の報告ばかりで文化財保護行政の本質は何かという事が欠けている。たとえば、9ページの資料整理で何がどういう風に進んでいるのかとか、資料整理の結果新たにこういうことを発見したとか、なぜそういう報告が出てこないのか。それと、文化財保護行政の中で大きい開発に伴う包蔵地の確認作業があるが、年間何件ぐらい来ているのか。

(事務局)

文化財保護法の届出は、350件程度である。

(委員)

問い合わせも含めたらどういう状況なのか。開発に伴う埋蔵文化財包蔵地の業務は大きな業務で、届出だけでなく窓口で問い合わせ対応して、その都度記録を残しておくことは、文化財担当者のスタッフの数にもかかわってくる。たとえば、外部から年間 1000 件問い合わせがあれば一人では対応できないのがわかる。何故そういう数字が報告されないの

か。私が関係している他の市区町村の文化財行政ではそういう数字を報告してくる。それで専任の職員が足りなかったら、専門の嘱託員を入れてカバーしている。また、平塚の埋蔵文化財の調査を教育委員会が直営で実施しているのが、2件だけと少ない。工事の立会いはどのくらいやっているのか

(事務局)

試掘調査も含めると、年間100件ほどである。

(委員)

そういう数字がなぜ出てこないのか。それが文化財保護委員会に対する報告の一番重要な部分ではないのか。どこでどういう催し物をやりましたというのは、本質的な大きなことではなく、むしろ減らすべきだと思う。市民の学習活動の支援というのは、文化財保護担当の仕事ではないと私がいつも言っている。なかなかこの点が改善されない。そこが大きな問題で平塚市文化財行政の体質である。年間、何件文化財指定してこれだけ仕事をしましたと言える。保存・指定業務がかなり重要な仕事だと思う。毎回言っている。

行政サービスも必要だけれどもそればっかりになっている。埋蔵文化財の立会いや現地 確認の数がわかるとあなた方の仕事が見えてくる。忌憚ない意見を述べさせてらった。今 の市の文化財保護の体質は変えていかなくてはいけない。

(委員長)

発掘調査と整理の状況について、基本となる数値が示せないと具合が悪いかなと思う。 (委員)

本来の文化財保護法に基づく業務の報告がなされないのは、文化財保護委員をないがしるにしていることになる。文化財の仕事とは何をすべきなのか。催し物が無関係とは思わないが文化財保護委員の仕事の重心がそこにあるわけではない。

(委員長)

事務局でこの提言を整理して反映させて下さい。これだけの人数の先生方が集まって一歩でも文化財保護を先に進めようとしているのだから。

(委員)

県や市町村での登録文化財制度についても、神奈川県は市町村のスピード感がなくてもたしている。平塚市は早く文化財保護条例を改正して登録文化財制度を作ってほしい。年に何回も文化財保護委員会を開催するというのも年度当初に文化財指定の諮問をして、次の時には答申を出す。年に2回ぐらい諮問・答申を審議するのなら4回の文化財保護委員会を開催することになる。そのために回数があるわけで、財政事情が絡んでくることも確かなことではあるけれども、今日の「原家住宅」の国文化財登録についても、国の前に市で登録なり指定なりしておく必要があった。市町村に関係なく国がどんどん登録していったなら地方の文化財保護行政には何が必要なのという事になる。そういう認識もない。

文化財保護委員会には催し物の報告ではなく、文化財に指定する必要があるのかないの

かの議論をこの場に提出しなければ、仕事をしていることにならない。

(副委員長)

考古関係の報告書は毎回いただけるのですが、絵画とか彫刻とかが指定された場合には、何らかの形で報告書を出すのが必要と思っている。というのは、今まで平塚市の文化財調査報告書が出ていたが、ここ何年か刊行されていない。予算の関係もあるだろうが、ウェブなど低コストで刊行することも必要である。平塚市はこの点では積極的ではあるが、紙媒体の報告書の刊行もお願いする。

(委員)

年報という形で刊行しているところもある。ウェブ上では情報がぜい弱で、文化財保護は継続性に意味がある仕事なので、紙媒体で積み上げていくのが正当である。

(委員長)

事務局に対しては宿題が多いが新年度もよろしくお願いする。他に何かあるか。 では、私から1点、5ページ目の大神埋蔵文化財収蔵施設に金目から遺物を移して1年になるが、使い勝手に問題点はあるか。

(事務局)

金目にあった収蔵庫の遺物を移したが、城島収蔵庫の遺物はそのままで、相変わらず収蔵は分散している。また、遺物収蔵専用の施設として建てたわけではないので、収蔵効率が悪いのと、寺田縄の調査事務所から距離が遠いので業務上の遺物の出し入れに時間がかかっている。改善できるところは改善するつもりだが現在は出来ていない状態である。

(委員)

これも毎回言っているが、遺物を収蔵しなければならない法的根拠がほしいところである。出土したものを登録文化財として扱うことになれば法の後ろ盾ができ、社会的にも説得力があるし、議会で質問が出ても一定の価値が認められているものだから収蔵庫が必要だと説明できる。

(副委員長)

不勉強で申し訳ないのだが、国の登録文化財と市町村のものとの関係性はどのようなものなのか。国の登録文化財が平塚市の指定文化財になることはありうるのか。

(委員)

指定の場合は例えば県指定を国が指定すれば県指定は解除になり、国・県・市の重複は 出来ない。登録は指定とは別なので、市町村指定のものを国が登録できる。そうなれば市 町村が文化財指定しなくてもいいじゃないかという議論となる。どんどん国登録されると 市町村の方が追いつかなくなる。

(副委員長)

そうなると、平塚市としてどのようなものを市登録・市指定の基準をきちっと決めなければならないのか。

(委員)

その前に条例で文化財登録制度がない。考古資料は積極的に登録していかないと、保存の根拠が薄い。

(委員長)

他に意見はあるか。では、次の平成 31 年度の予定に移る。事務局から説明をお願いする。

(事務局)

資料はイベントを中心に掲載してある。ほとんどが例年の事業であるが、4月27日に 北金目神社の修理を市民に特別公開する。広報はウェブ、市広報紙、チラシ・ポスターで 行う。

(委員)

この一覧表の中にも、埋蔵文化財整理事業など文化財保護の本来の業務が載っていない。

(委員長)

市の基本的な文化財の仕事が見えるように、少し工夫してほしい。やっていないという事ではない。

(委員)

今更で申し訳ないのですが、指定文化財と登録文化財の関係について、指定文化財が上位、登録は下位という位置づけでよいのか。

(委員)

上下関係という考え方はおかしいのですけれども、まず文化財を登録して、調査研究を 進めた段階で指定になる。上下関係というよりもある程度緊急性があるものを登録する。 その上で、指定に持っていくにはいろいろな調査研究が必要になり、時間がかかるのでま ずは登録して保護措置を講じることになる。

(委員)

行政からはそういう手続き的な見方になるが、地域からみれば文化財登録されたとなれば誇らしいという思いになる。その上で文化財に関する理解が進み広がっていくのかと思う。このような住民視点の意味でも登録制度は意味のあるものではないか。

(委員)

来年度、平塚市では文化財保護法改正に伴う仕事というものは何かあるのか。たとえば 文化財保護法改正で市長部局に文化財部署を移す市町村が増えてくる。奈良県や京都市で は今まで教育委員会に文化財部局があったことがなく、奈良県では市町村もそれに右に倣 えとなっている。来年度はそこで何が問題になるのかを文化財担当者はよく考えて情報交 換したりしていかないといけない。

(委員長)

事務局で整理して検討をお願いする。次の議題に移ります。

2 協議事項

平成31年度の文化財指定等について(資料2) 【非公開】

3 その他 【公 開】

(事務局)

東川斎桂山の御子孫の方と吉田(英)先生が市内のお寺でお会いした際の、その後の経 緯やご感想など聞かせていただければありがたい。

(副委員長)

御子孫と海老名の方が福田寺の桂山を見に来るというので、御一緒した。再度絵を確認したところ御子孫の話では、藤原姓と金指姓で桂山と言っていたというのがわかって、相模原市が調査の際に金指桂山という名があるという事で文化財指定をかけていた。涅槃会の折に絵を所有する相模原のお寺で公開するという事で、そこにも御一緒した。その作品は平塚市にある涅槃図より大部でしっかりとした絵であった。また、茅ヶ崎に桂山の作品があることもわかった。ここで、神奈川県下のある地域での活動や大山とのかかわりもあるという事がわかった。

桂山の絵に関しては以前、平塚市遺跡研究発表会で桂山に関する講演をさせていただいた。市民の方に興味深く聞いてもらった。そこから思うのは、市の中にどういうものがあってそれはどういう意味のあることなのかということに市民が関心を持っているのだと感じた。以上です。

(委員長)

では、会議はここまでで、事務局にお返しする。

(事務局)

次回は 6 月ごろになる。本日は貴重なご意見をありがとうございました。課題は持ち帰り検討する。

以 上